

魚津市告示第137号

魚津市通所型サービスA実施要綱の一部改正について  
魚津市通所型サービスA実施要綱（平成28年魚津市告示第118号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月15日

魚津市長 村椿 晃

第6条中「（平成24年厚生労働省告示第94号）」を「（平成27年厚生労働省告示第93号）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 通所型サービス費	(1) 事業対象者・要支援1に対する1月の中で全部で4回までのサービス	1回につき	328単位
	(2) 要支援2に対する1月の中で5回から8回までのサービス	1回につき	338単位
ロ サービス提供体制強化加算	(1) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1月につき	88単位
	(2) 要支援2に対するサービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1月につき	176単位
	(3) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1月につき	72単位
	(4) 要支援2に対するサービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1月につき	144単位
	(5) 事業対象者・要支援1に対するサ	1月につき	24単位

	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		
	(6) 要支援2に対するサービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1月につき	48単位
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位×59/1,000
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位×43/1,000
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	所定単位×23/1,000
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位×12/1,000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位×10/1,000

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、令和3年厚生労働省告示第72号の取扱いに準ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。